

甲斐知恵子専門委員の御意見

二重線は挿入箇所

① 「4 結論のために」について

牛肉及び食用となる内臓（SRM と牛肉を除く、舌および主要な内臓の臓器）であり、加工品は含まない。

コメント：

ひき肉も加工品に入りますか？ひき肉もリスク評価対象としないで頂きたいので、対象を明確にして頂きたくお聞きします。

② 「5 結論」について

従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また輸出の上乗せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価した。しかし、上乗せ規制を遵守するための具体的方策が示されていない部分も残されていることから、上乗せ規制の確実性にも疑問が残る。このような前提でのリスク評価であることを十分考慮すべきである。これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる点を考慮する必要がある。

コメント：

上乗せ規制の20ヶ月以下という条件において、生産記録に基づいた条件にはなっていないこと。群飼育のため、生産記録で正確に20ヶ月以下を証明できる割合はまだ少ない。年齢を確実にするためには生産記録以外にない。A40 の判定の検証データが示されているが、頭数は十分であるか、多種の牛での検証を行なったか、牛の種類による相違はないのかが不明。これらは他の委員会での承認があったとあるが、そちらも食品安全委員会にゆだねるという回答になっていたと思うので、改めて疑問を呈してもよいと考える。また、A40 で判定した場合、他の牛と最後まで明確に分けられるとあるが、具体的な方策は明示されていない。20ヶ月齢以上の牛も混じる屠畜場において大量にベルトコンベア方式で処理を行なう状況下で、他の年齢の牛のものと混ざることとを完全に否定することをどのように担保するのか。

SRMの除去が確実であるか。資料から考えるに、米国では、残存がないことは作業者が目視で確認していると予想され、また除去手段の有効性について、時間から考えても、検査官が一頭一頭確認しているとは考え難いし、獣医師が確認しているとは考えられない。このような状況では除去の確実性にも疑問が残る。

③ 「6 おわりに」について

また、管理措置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において食肉・内臓が20ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、人へのリスクを否定することができない事態となれば、一旦輸入をストップすることも必要である。

コメント：

この最後の一文「一旦輸入をストップすることも必要である。」は、輸入解禁を前提としている文章ですか？それなら、「もし輸入解禁に踏み切ったとしても、」という仮定を入れるべきでしょう。また、輸入解禁に対しての本調査委員会の意見を述べる事が可能であれば、是非述べさせていたいただきたいと思います。

輸入解禁に対しては、全体の汚染度が日本より高いことや、上乗せ規制が完全に行われるための具体的方策の明示が不十分であることから、調査委員会としては慎重にすべきという提言を行なうべきでしょう。全体の汚染度が高い国から、一部規制を行なうことによる特例的輸入を依頼してきた場合に、学問的にも安全であるとは言えないと思います。規制によっては交差汚染などを十分防げないことは多くの事例から示されています。もしこのような一部規制を許すのであれば、どのような汚染国であっても、部分的規制を行えば輸出入は可能になるという例をつくってしまうこととなります。それは科学的に評価をする場合でも、本当にリスクは十分に低減されるのでしょうか。

記載場所は、「おわりに」の2番目のパラグラフが良いのではないかと思います。

第2に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、本諮問に答えるために、わが国と米国及びカナダの国内対応の違い等を比較した。米国及びカナダの全体としてのリスクはわが国より高い。諮問は日本向け輸出規制の上乗せ条件を前提としたリスク評価を求めたものであり、リスク評価も輸出規制が遵守されることを前提に評価した。したがって、輸出規制が遵守されるためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要なことである。もし、輸出規制が遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。また、米国内への規制と異なる特別な輸出規制プログラムを行なってリスクを低減する場合には、常に米国内の汚染度に影響を受ける危険性が伴うものである。